

平成 30 年 10 月 2 日

会員事業者各位

事務連絡
(一社)千葉県トラック協会

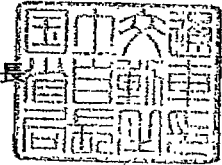
平成 30 年台風 21 号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

標記について、国土交通省自動車局長より全日本トラック協会を通じて、会員事業者に対し周知するよう連絡がありましたので、お知らせ致します。

国自安第 101 号の 2
国自貨第 70 号の 2
平成 30 年 9 月 14 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



平成 30 年台風第 21 号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

平成 30 年台風第 21 号の通過により、大阪湾沿岸部等において、高潮等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。

このため、一時的・緊急的な措置として、各地方運輸局等に別紙のとおり周知したので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願いたい。

国自安第 101 号
国自貨第 70 号
平成 30 年 9 月 14 日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

平成 30 年台風第 21 号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

平成 30 年台風第 21 号の通過により、大阪湾沿岸部等において、高潮等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。

このため、当該被災地において水没等により車両が使用不能となった場合においては、一時的かつ緊急的な措置として、①自社営業所間の車両移動に伴う事業計画変更の手続等について事後手続（事後届出等）によることを可能とするとともに、②使用不能となった車両に代替する車両について、事前に事業計画変更届出を行うことによりレンタカーによる増車を可能とすることとするので、了知されたい。

なお、公益社団法人全日本トラック協会に対してもこの旨周知していることを申し添える。

別紙様式 1

平成 3 0 年台風第 2 1 号による被害を踏まえた臨時車両届出証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
届 出 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

注意事項	<p>1. この届出証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。</p> <p>2. この届出証は、届出期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。</p>
------	--

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 印

(日本工業規格 A 列 4 番)